

第2章 人権施策の基本理念

「人権尊重のまちづくり」に向けて

1. 人権とは

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人は等しく人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということ認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。

このため、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要です。

2. 人権尊重のまちづくりの基本理念

人権行政とは、市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、すなわち行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくことです。

本市が目指す人権行政を推進するにあたっては、「だれもが個人として等しく尊重され、共生・共存していく差別のない社会を実現し、自らの人生を自分で切り開き、自己の能力を発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会」を実現していかねばなりません。

以上のことを踏まえ「人権尊重のまちづくり」を進めていくために次のことを基本理念とします。

(1) 「人間の尊厳」

人権は人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、日本国憲法に定められている侵すことのできない永久の権利です。市民一人ひとりがかけがえのない存在であると同時に、自らの存在に誇りを持つ人間の尊厳という価値観を機軸に据えた施策の展開を図っていきます。

(2) 「自己実現」

人権尊重のまちづくりは、人々が自分の人生を自ら決定し、心豊かに、人間らしく生きていくことができる自己実現を目指すものであります。そのためには、市民一人ひとりが人権を自らの問題としてとらえ、判断し、行動することが大切です。

(3) 「共生」

市民一人ひとりが人間としての自己を大切にすると同時に、他者との違いを認めあって生きることが人権尊重の基本です。生活文化や立場の異なる市民相互の理解を深め、共に生きる豊かな人間関係を築くことは地域社会の基盤となるものです。

(4) 「協働」

人権尊重のまちづくりの主役はあくまでも市民です。その認識に立って、市民相互の連携はもとより、行政と市民がお互いの責任を明確に自覚し、役割を分担して手を携えていく協働のまちづくりを目指します。

(5) 「交流」

人権問題を正しく認識して課題を解決するためには、市民の間で、様々な人権課題の当事者との交流が大切です。多様な学習の機会や市民相互の交流の場などの充実を目指す必要があります。

また、本市の特性の一つは、「史跡、観光のまち」であることから、訪れる外来者との出会いのなかで、もてなしの心を育んでいくとともに、人と人とのふれあいを通してお互いが支えあう関係づくりを目指します。